ＮＰＯ法人磐田市スポーツ協会
マイクロバス貸出規定

（趣旨）

第１条　この規定は、ＮＰＯ法人磐田市スポーツ協会（以下「甲」という。）が所有するマイクロバス（以下「バス」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

（運用の原則）

第２条　このバスは、原則として体育・スポーツの振興、健康の増進に寄与することを目的に、次に掲げる当会加盟団体等（以下「乙」という。）に貸し出すことができる。

(1) 加盟競技団体

(2) 加盟地区

(3) 磐田市スポーツ少年団

(4) その他、甲が認める団体等

（利用料）

第３条　利用料は、一日 6,000 円とする。

ただし、土・日については使用の有無に関わらず、二日分の貸出とする。

（運用の範囲）

第４条　バスを使用できる区域は、原則として静岡県内とする。

2　近隣の県まで使用する時は事前に甲に申し出る。

3　バスは、原則として午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分までの間において運行する。

（事故の責任）

第５条　バスの使用中に発生した事故は、乙の責任において処理するものとする。

（使用の申請とキャンセル）

第６条　バスの使用を希望する場合は、「マイクロバス使用申請書」を甲に提出する。

2　使用開始の日が属する月の３カ月前の１日～7 日を抽選申込期間とする。

3　抽選申込期間内で、複数団体より同日の申込があった場合は抽選とする。

4　使用開始の日が属する月の２カ月前までの申請は、随時受付し、先着順とする。

5　申請は来館のみ受付とし、申請可能期間は、使用開始日の２週間以上前の平日とする。
尚、申請時に利用料を収めることで申請完了とする。

6　キャンセル可能期間は、使用日の２週間前までとする。
キャンセル可能期間の内にキャンセルを申し出た場合は、使用料を返金する。
また、主催者が中止（延期）とした場合も同様とする。（バスが運行されている場合は除く）

7　前日又は当日バスを移動させた場合はバスを使用したものとし使用料の返金は無しとする。

8　原則として予備日は設けない。

（使用の承認）

第７条　甲は、使用申請があった時は速やかに使用の可否を決定する。

2　甲は、使用を承諾した時は「マイクロバス使用許可書」を交付する。

（使用者等の遵守義務）

第 8 条　乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運転者に対し関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう指導すること。

(2) 申請した団体及び運転者以外に運転させないこと。

(3) 運転者とともに運行前及び運行後の車両の点検を励行すること。

(4) エンジン、車体、装備等に異常を発見したときは、直ちに甲に報告すること。

(5) 車内の清潔の保持及び備品の保全に努めること。

（運行の終了）

第 9 条　乙は、バスの運行を終了したときは、次の各号に定めるところにより必要な措置を行わなければならない。

(1) 車内及び車体の清掃を行うこと。

(2) 燃料を満タンにすること。

(3) 所定の場所に納車すること。

(4) 所定の「マイクロバス運転日誌」に必要事項を記入すること。

（使用の制限）

第 10 条　甲は、次の各号に該当するときは使用者に対してバスの使用を制限、又は管理上必要な措置を命ずることができる。

(1) 甲の業務で使用するとき。

(2) 災害その他の緊急事態が発生、又は発生する恐れがあると認めるとき。

(3) 乙がこの規定を遵守しないとき。

(4) 1 団体の使用回数が、年 4 回、月 1 回を超えるとき。

但し、甲が認める場合は、所定の使用回数を超えて使用することができる。

（交通事故等の処理）

第 11 条　乙及び運転者は、バスに係る交通事故等が発生したときは、道路交通法に規定する措置を講ずるとともに、速やかに甲に連絡をし、「事故報告書」により甲に報告しなければならない。

2　甲は、バス貸出期間中に発生した事故等が、乙及び運転者の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、甲への損害等を乙に賠償させることができる。

（改廃）

第 12 条　本規定は、役員会において改廃できる。

（その他）

第 13 条　この規定に定めるもののほか必要な事項は、甲が別に定める。

（付則）

本規定は令和 2 年 5 月 11 日開催の役員会において決議され、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。